

新規就農総合支援事業

【2, 102百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳（平成22年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、40歳未満の若い就農者は1万4千人（平成23年）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・このため、「日本再生戦略」において、青年就農給付金の給付、農業法人による雇用就農の促進を行うこととされており、青年の就農意欲を喚起し、青年新規就農者数を大幅に増加させるためには、これらの取組をさらに加速させる必要があります。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指す

<主な内容>

新規就農者確保事業

2, 102百万円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

また、青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（最長2年間）します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体）

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-3502-6469（直））]